

令和7年度旭川市農業委員会第7回総会議事録

1 開催日 令和7年10月24日（金曜日）

2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時48分閉会

3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C

4 出席委員 23名

1 番 橋本 幸博	2 番 北原 浩美	3 番 松原 朗	4 番 吉田 豪人
5 番 市田 敏行		7 番 佐藤 慎二	8 番 川上 和幸
9 番 小出 範之		11 番 湯浅 光二	12 番 楠 栄
13 番 請川 幹恭	14 番 石尾 卓也	15 番 只石 博幸	16 番 柿木 和恵
17 番 廣田 健太郎	18 番 廣瀬 康行		20 番 山中 泰典
21 番 千代 圭	22 番 佐藤 博則	23 番 鈴木 剛	24 番 高橋 一政
	26 番 山田 孝	27 番 滝川 岳雪	

5 欠席委員 6 番 佐藤 絢也 10 番 中島 張 19 番 小竹 一茂
25 番 前田 靖雄

6 事務局職員 佐藤事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹
稲場副主幹 斉藤主任 御前

7 農政部農政課職員 岡田主査 古川主査

8 傍聴人 なし

9 議事録署名委員 12 番 楠 栄 13 番 請川 幹恭

10 議事内容

- (1) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
- (2) 議案第2号 旭川農業振興地域整備計画について
- (3) 議案第3号 現地目証明願について（審議）
- (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (5) 議案第2号 農地所有適格法人の報告について
- (6) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
- (7) 報告第4号 現地目証明願について（専決）
- (8) 報告第5号 農業者老齢年金裁定請求について

10 議事

○議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第7回総会を開会いたします。
本日の出席委員は23名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、6番佐藤委員、10番中島委員、19番小竹委員、25番前田委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号12番楠委員、13番請川委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第1議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは1ページないし4ページ、議案補足資料は1ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が7件、利用権設定が1件の合計8件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区が2件、西神楽地区が3件、東旭川地区が2件、利用権設定は永山地区が1件となっております。

面積は所有権移転が9.26ha、利用権設定が0.8haでございます。

所有権移転については、即売りタイプが4件、貸付タイプは旧農地保有合理化事業に基づく、北海道農業公社による売渡が3件、利用権設定については、使用貸借による権利設定で、稼働力不足による一部貸付が1件でございます。

なお、所有権移転につきましては、売り手及び買い手から希望があった場

合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料1ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第2議案第2号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページないし7ページ、補足資料の該当ページは2ページないし15ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づき、旭川市長から意見を求められているものでございます。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

農用地利用計画につきまして7件の変更案となっております。

番号1番ないし5番につきましては、あっせん事業を受けるため、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号6番につきましては、土地改良法に基づく換地処分のため、農用地区域からの除外及び農用地区域への編入となる案件でございます。

番号7番につきましては、経済情勢の変動その他情勢の推移のため、農用地区域からの除外となる案件でございます。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づくものであり、農地法の現況主義に基づく農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、計画の変更案は妥当である旨を旭川市長に回答することに決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について(審議)」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(稲場副主幹) 日程第3議案第3号「現地目証明願について(審議)」を御説明いたします。

議案書の該当ページは9ページ及び10ページでございます。

永山地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件、合計で4件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番ないし3番の現況は、願出のとおり農採地以外、番号4番の現況は、願出のとおり対象農地のうち1筆が農採地以外、残りが農地であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(稲場副主幹) 日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは11ページないし13ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に7件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、永山地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区5件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第5報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第5報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは15ページ、議案補足資料は16ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に法人1者から報告書の提出がありました。

この法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第6報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは17ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、西神楽地区で1件ございました。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第7報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第7報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは19ページ及び20ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に市街化区域内の土地における現地目証明の願出が10件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第8報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第8報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは21ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金請求が2件、新制度の老齢年金請求が1件、合わせて3件の裁定請求がありました。

これらにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第6号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 , (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和7年度旭川市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

榎

泉

署名委員

清水

鈴木